

#### 【SIP 及び研究開発課題に関する質問】

Q: SIP(戦略的イノベーション創造プログラム)「レジリエントな防災・減災機能の強化」(以下、SIP 防災という。)での課題を推進する上で各省庁間の連携は、ガバナリングボードが行うのでしょうか。

A: SIP 防災では、推進委員会を設置しており、関係府省庁や専門家が参加し連携して研究開発の実施に必要な調整等を行い、事業を推進していけるような実施体制を構築しています。

Q: 研究開発計画内にある予防について、様々な社会の課題(建物の耐震補強等)がある中で、SIP 防災では液状化を取り上げていますが、なぜ液状化だけを選択されたのでしょうか。

A: 省庁連携の観点と、研究資金が限定されている点等を考慮し、液状化を取り上げることにしました。

Q: 研究開発項目⑦「地域連携による地域災害対応アプリケーション技術の研究開発」(以下、研究開発項目⑦「地域連携」という。)の課題を推進するにあたり、各項目で出た成果を活用していくためには、各研究開発項目間の連携が必須です。研究開発の過程で、各研究開発項目の進捗状況によってはタイムラグが生じると思いますが、当初は各研究開発項目間で連携ができませんので、独自で課題を進めていくことは可能でしょうか。

A: 当初は各研究開発項目間で連携ができないことが予想されますので、独自で課題を進めていくことは可能です。

Q: 研究開発項目⑦「地域連携」について、具体的な取組として人材育成を現在行っていますが、応募にあたって、研究開発項目の内容に具体性が欠けるため、どのような応募を期待していますか。

A: 明記されている情報からご想像いただき、応募者の提案を反映して明記してください。

#### 【事務事項に関する質問】

Q: 間接経費の設定は必須でしょうか。

A: 間接経費は上限額を呈示(公募要領 p64)していますが、間接経費の設定は必須ではありません。

Q: 応募単位については、各研究開発項目毎でしょうか。

A: 応募単位については、各研究開発項目毎になります。

Q: バックグラウンド知財権について、実施許諾を受ける場合実施許諾契約ではなく共同研究契約の中で行ってもいいでしょうか。

A: 採択をされた機関のなかで共同研究契約を結び、それぞれの研究開発項目の中で参画した機関内で、知財等の取扱いについて定めていけば問題ありません。

Q: 研究責任者の責務について、公募要領 p36 に研究開発費の管理が明記されていますが、研究責任者は研究開発チーム全体の研究開発費を管理するのでしょうか。

A: 研究責任者には、研究開発チーム内で研究開発の進捗管理を行うとともに、予算の執行が適切に行われているかを管理していただきます。各機関の経理については、JST と委託研究契約を結んだ研究開発機関及び各共同研究開発機関それぞれに行っていただきます。

Q: 公募要領 p105「取得した設備等物品」について、SIP 防災で新しく開発した成果品は JST の基準により算定した金額で買い取るようになるのでしょうか。また、この際の条件について独立行政法人は、大学等、企業等どちらの区分になるのでしょうか。

A: 上記の対象となるのは、計測機器等既存の物品です。また、独立行政法人は、大学等の区分になります。

Q: 繰越しについて、初年度の繰越しが可能なのは、どの組織までが可能でしょうか。

A: 現時点では、企業については確定しておりませんが、現在のところ大学等は繰越しができると考えております。

Q: 研究開発実施体制について、研究開発課題によっては、国土交通省国土技術政策総合研究所(以下、国総研という。)等の参画が明記されておりますが、体制図を作成する際にこれを共同研究機関や協力機関に明記しなければならないのでしょうか。

A: 研究開発計画については、採択後に改めて国総研等との連携を具体的に提示していただきます。

Q: 研究開発計画を記載する場合、国総研等の研究開発計画をみなければ、共同での具体的成果を出す時期が明記できません。そのため、提案書提出前に、国総研等の研究開発計画の情報を入手することは可能でしょうか。

A: 国総研等の研究開発計画の情報につきましては、HP 等で公開されている情報で判断し提案書を作成していただき、採択後に修正を行っていただきます。

Q: 公募要領 p38 の「参画研究機関間の共同研究契約等の締結」について様式等の指定はありますでしょうか。

A: 参画研究機関間の共同研究契約等の締結について、様式等の指定はありません。

Q: 委託研究契約事務処理説明書の掲載先を教えてください。

A: 現時点では委託研究契約事務処理説明書は掲載されておりません。準備でき次第掲載いたします。

Q: 公募要領 p31「(2)研究開発費の規模」について、研究開発項目②「豪雨・竜巻予測技術の研究開発」は3.2億円規模と記載がありますが、研究開発計画には、3.9億円となっているがどちらが正しいのでしょうか。

A: 今回の公募では、研究開発計画の内容を再度、組み替えて研究開発項目を設定しています。従って、今回、公募の研究開発項目②「豪雨・竜巻予測技術の研究開発」の3.2億円が研究開発費の上限となります。

Q: 応募者の要件についてですが、研究開発項目⑦「地域連携」で、自治体等を主たる共同研究者として応募したいと考えていますが、可能でしょうか。

A: 公募要領 p31「応募者の要件」に明記されているように、研究開発費を受け取る全ての研究機関はJSTと委託研究契約を結ぶ必要があるため、自治体が参画するにあたっては、直接研究開発を行う必要があります。研究開発を行わない場合、協力機関として参加していただくことになります。

Q: 来年度納期の物品等を今年度に契約しても問題ないでしょうか。

A: 今年度契約することは可能ですが、お支払は次年度の予算になります。

Q: 公募要領 p105「研究開発費の用途」について原則再委託はできませんが、JSTは、研究開発の協力機関とは委託研究契約を行わないのでしょうか。

A: JSTは、協力機関とは委託研究契約を行いません。